地域別アクションプログラム

南部地域ワーキング設置要領

(設置)

- 第 1 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、南部土木事務所管内における地域課題や、その課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム 南部地域ワーキング」 (以下「地域ワーキング」という。)を設置する。
 - 2 地域ワーキングにおいては「調停」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

(構成)

- 第2 地域ワーキングは有識者、道路利用者、地域住民、行政等、別表に掲げる者 で構成する。
 - 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(座長)

- 第3 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 座長は、地域ワーキングの円滑な運営と進行を総括する。

(会議)

第4 地域ワーキングは、南部土木事務所長が必要と認めたときに招集する。

(会議の公開)

第5 地域ワーキングは、原則として公開とする。

(事務局)

第6 地域ワーキングの事務局は、南部土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

(その他)

- 第7 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、 南部土木事務所長が別に定める。
- 付則 この要領は、令和4年7月26日から施行する。

別表

77124	
綾井 考子	草津栗東交通安全協会 副会長
岩﨑 裕史	公募委員
大黒 栄一	公募委員
小川 圭一	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
奥田 康博	(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会 常務理事
田中 ひろ子	守山野洲交通安全協会 会長 滋賀県商工会議所女性会連合会 副会長
平川 千波	滋賀県トラック女子部会 会長
山本 勇造	公募委員
	(五十音順)
	(交通管理者、行政委員)
奥田 晃	草津警察署 交通第一課 課長
中井 拓	守山警察署 交通課 課長
打田 敏之	草津市 建設部 部長
川瀬 正	守山市 都市経済部 部長
井上 和典	栗東市 建設部 部長
三上 忠宏	野洲市 都市建設部 部長